

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十六号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表県民生活部の項第一号金額の欄を次のように改める。

イ ロ以外の場合

二千三百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請をする場合（以下この号において「電子情報処理組織により申請をする場合」という。）にあつては、千九百円）

ロ 旅券法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合

四千三百円（電子情報処理組織により申請をする場合にあつては、三千九百円）

別表危機管理防災部の項第三十七号中「（平成十四年法律第五十一号）」を削る。

別表保健医療部の項第四十二号中「大麻草採取栽培者免許の」を「第一種大麻草採取栽培者免許の」に、「大麻草採取栽培者免許手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許手数料」に、「七千円」を「二万八千円」に改め、同項第四十三号中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同項第四十四号中「大麻草採取栽培者免許証の」を「第一種大麻草採取栽培者免許証の」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表保健医療部の項の改正規定及び附則第三項の規定 令和七年三月一日
- 二 別表県民生活部の項及び危機管理防災部の項の改正規定並びに附則第二項の規定 令和七年三月二十四日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(経過措置)

2 改正後の埼玉県手数料条例別表県民生活部の項第一号の規定は、当該規定の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。次項において「改正法」という。）附則第四条の規定により従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前的大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第六条第三項の規定に基づく登録事項の変更に係る改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第四十三号の規定の適用については、同号中「第一種大麻草採取栽培者の」とあるのは「大麻草採取栽培者の」と、「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」とあるのは「大麻草採取栽培者登録変更手数料」とし、同法第七条第三項の規定に基づく免許証の再交付に係る改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第四十四号の規定の適用については、同号中「第一種大麻草採取栽培者免許証の」とあるのは「大麻草採取栽培者免許証の」と、「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」とあるのは「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」とする。

（大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴う準備行為に係る手数料）

4 改正法附則第七条の規定による申請に係る手数料は、改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第四十二号の規定の例により徴収することができる。